

豚コレラ緊急対策事業について

1 目的

昨年9月に岐阜県で発生した豚コレラの感染が1府4県に拡大し、2月13日には愛知県田原市の養豚団地においても発生が確認された。市内養豚農家における豚コレラの発生を防止するため、人や車両等の移動に伴う感染拡大を防ぐ既存の防疫対策に加えて、野生イノシシを介した感染拡大を防ぐ「豚コレラ緊急対策事業」を年度内事業として緊急実施する。

2 背景

- ・豚コレラはウイルスによる豚・イノシシの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴
- ・感染豚の唾液、涙、糞尿及び汚染物品等との接触により感染が拡大する
- ・治療法が無く発生時の影響が甚大であり、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定されている
- ・市内には養豚農家が21件存在し、計17,414頭の豚が飼養されている

3 事業内容

豚コレラ緊急対策事業（動物被害対策事業費補助金）

浜松市動物被害対策事業費補助金への補助メニューの追加により、野生イノシシの市内養豚施設敷地内への侵入を防ぐワイヤーメッシュ等の設置助成を年度内事業として実施する。

- ・補助対象者 市内養豚農家 5件 ※個別意向調査の結果に基づく
(北区引佐町・細江町・三ヶ日町内、天竜区内、浜北区内 各1か所)
- ・対象事業 防護資材（ワイヤーメッシュ、複合柵等）及び関連資材の導入経費
※防護資材の設置に係る工事費は補助対象外とする
- ・補助率等 補助率：1/2、補助上限：なし
- ・予算額 豚コレラ緊急対策事業 2,550千円
 - (1) 防護資材費 …2,125千円
ワイヤーメッシュ 4,250m×単価 1,000円/m×補助率 1/2
 - (2) 関連経費（固定用資材、消毒経費等）…425千円
防護資材費の2割を想定
- ・財源 全額市費（一般財源） ※農業振興費内の流用にて対応
- ・備考

県は平成30年度鳥獣被害総合対策支援交付金(国庫)の実証試験として、電気柵に限定した県内養豚農家への貸与事業を実施予定であり、市内養豚農家4件が活用する見込み(合計要望量：1,410m)。なお、市単補助事業とは重複申請できない。